（届出書類の提出部数）

第十九条　法第二十六条第二項及び第三項、第二十七条第四項並びに第三十二条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第二十条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～三　略］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第３　（第20条関係）　［略］

別表第二　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 七　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 八　「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～五　同上］ 六　「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。 七　「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能をいう。 八　「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

（届出書類の提出部数）

第十九条　法第二十六条第二項若しくは第三項又は法第三十二条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（身分を示す証明書）

第二十条　法第三十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第二十一条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条の二第四号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第二十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～三　同上］

別記様式第２の２　（第20条関係）　［略］

別記様式第２の３　（第20条関係）　［略］

別記様式第３　（第20条関係）　［略］

別記様式第４　（第22条関係）　［同上］